

青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系の構築に向けた支援を求める意見書

本県のトマト、スイカ、みかんなど主要な青果物は、約4割を首都圏へ出荷しており、その輸送手段はトラックが9割以上を占めている。

しかし、トラック運送業界は、長時間労働や低賃金等の過酷な労働環境から深刻な人手不足となっており、ドライバーの労働時間を定めた改善基準告示の徹底や、荷待ち時間の料金への適正転嫁などコンプライアンス遵守が求められている。

これを受けて、産地においては、トラック運送業界の状況を踏まえつつ、トラック輸送だけに依存するのではなく、鉄道や貨物船等のモーダルシフトも含めて、効率的、安定的な輸送手段を確保していくことが重要となっている。

そのため、関係機関が連携し、鉄道や貨物船による輸送試験を行い、持続可能な輸送体系を構築していくこととしているが、依然としてトラック輸送に頼らざるを得ない状況にある。

よって、国におかれては、首都圏から遠隔地にある本県の青果物出荷体制の特殊性に鑑み、生産現場の声やトラック運送業界の実態を十分に踏まえられたうえで、下記の事項について、措置を講じられるよう強く要望する。

記

- 1 首都圏への青果物輸送の実情を踏まえ、改善基準告示における1日の拘束時間は13時間（最長16時間）とされているが、複数日の平均時間として運用すること。
- 2 改善基準告示を遵守した青果物等の首都圏への持続可能な輸送体系を構築するため、産地における出荷調整機能の高度化や、鉄道や貨物船等のモーダルシフトを活用した新たな輸送効率化の取り組みに対して、支援の充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成30年3月16日

熊本県議会議長 岩下栄一

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	伊達忠一様
内閣総理大臣	安倍晋三様
財務大臣	麻生太郎様
厚生労働大臣	加藤勝信様
農林水産大臣	齋藤健様
経済産業大臣	世耕弘成様
国土交通大臣	石井啓一様
内閣官房長官	菅義偉様